業務名：公民協働による「さんだ子育てハンドブック」の共同発行事業に関する質問票

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領	９企画提案書の作成方法 （１）提出書類 ④ 「※三田市以外の自治体のもので３種類程度送付すること」とありますが、 こちらは３自治体の冊子を合計８部提出するという認識でよろしいですか。	三田市以外の3 自治体程度の冊子を各種８部送付ください。
2	実施要領	１０ヒアリング（２）実施方法 「質疑応答３０分程度」とありますが、企画提案のプレゼンテーションの時間も 含まれていますか。含まれている場合、プレゼンテーションの時間は何分の想定ですか。	含んでおりません。
3	実施要領	１０ヒアリング（５）その他 「ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。」とありますが、 質問２の回答で企画提案のプレゼンテーションが含まれる場合、 企画提案書に基づいた説明用のスライドを作成し、画面共有することは可能ですか。	質問番号２の回答を参照してください。
4	実施要領	１１審査基準等 （１）企画提案書を特定するための基準 評価項目に記載されている「配布体制」について、具体的にどのような内容を評価対象として 想定されているのか、ご教示ください。なお、仕様書には、市内の保育園（所）、 認定こども園、幼稚園、市が指定する施設、広告事業所への配布をもって、直接納品に かえるものとする旨が記載されています。	評価のポイントとして、以下を想定しています。 ・市内各施設への納品を適切に対応できるか。 ・各施設への納品スケジュールや配送計画（指定の配布期間・配布時間など）における確実性があるか。 ・各施設で受け取り等がしやすい梱包やラベル標記などの配慮があるか。 ・誤配送、落丁・乱丁等のトラブル発生時への対応があるか。
5	実施要領	１３その他留意事項 （９） 「企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は協定の相手方に あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を いう。）する」とありますが、本プロポーザルにおける採用手続きの範囲内での使用 （複製や転写）という認識でよろしいですか。その場合、外部への公表ではなく庁舎内の使用 に限定されるということでよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書	１印刷物の規格、内容など （２）発行部数 各年８,０００部とありますが、広告掲載者への見本誌提供としての部数（２００部程度）は 含まれますか。含まれない場合、適当数を加えた部数を提案することは可能ですか。	含まれます。

番号	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書	１印刷物の規格、内容など （７）編集等の条件 ④ 色校正はデジタルコンセンサス（簡易校正）でよろしいですか。	簡易校正を想定しています。
8	仕様書	１印刷物の規格、内容など （８）配布・納品 ① 市内保育園（所）・認定こども園、幼稚園及び市の指定する施設への納品ですが、 合計何箇所程度を想定していますか。 また、残部を納品する市が指定する場所は何箇所程度を想定していますか。	合計41箇所を想定しています。残部は三田市こども政策課へ納品ください。
9	仕様書	１印刷物の規格、内容など （８）配布・納品 ③ イ 「配布記録（日報）により数量の管理を行う」とありますが、事前に貴庁と協議の上、 各施設へ一斉に納品する場合は『日報』は不要という認識でよろしいですか。	配布記録（日報）は、当日の納品漏れや誤配防止、予期せぬトラブルの把握を図るためでり、 1日で配布完了する場合も記録は必要です。
10	仕様書	１印刷物の規格、内容など （８）配布・納品 ③ エ 「受け取りを拒否される場合には配布しないこと」とありますが、貴市が指定する施設においても、冊子の受け取りを拒否される場合があるのでしょうか。また、受け取りを拒否された場合、当該施設への納品は不要となるとの認識でよろしいですか。	受け取りを拒否について、施設の運営的事情がある場合や、希望納品数と大幅に異なる場合、 冊子の記載内容が異なるなどで、保留・拒否される場合等を想定しています。 受け取り拒否が生じた場合、ただちに納品不要とせず、市担当課へ報告・相談をして、柔軟に 対応していただくために明記しております。
11	仕様書	１印刷物の規格、内容など （８）配布・納品 ④ 「オープンデータとして二次利用できる形に変換した電子ファイルを記録した電子記録媒体を添付する」とありますが、データにはイラストや地図・広告など著作権を譲渡できない内容が多く含まれており、権利の譲渡や二次利用の許諾を得ることが困難な状況です。著作権の観点から、オープンデータの納品を免除していただくことは可能ですか。	著作権等が存在し、二次利用の許諾が得られないものや、公共のオープンデータになじまないと判断した場合、オープンデータとしての提出不要を可とします。
12	仕様書	仕様書 ７著作権 「行政情報及び地域情報に関する著作権は、三田市に帰属する」とありますが、 地域事業者の広告や事業者が独自に収集・制作した情報（イラストや地図など）の 著作権は事業者に帰属するという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。